

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

各務原市水道部より大切なお知らせ

**令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になりました。**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けた工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

各務原市から最初に指定を受けた日	指定番号	有効期間	初回更新手続きの期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	2～127	R2. 9. 29まで	令和2年7月1日～令和2年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	129～173	R3. 9. 29まで	令和3年7月1日～令和3年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	174～230	R4. 9. 29まで	令和4年7月1日～令和4年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	231～282	R5. 9. 29まで	令和5年7月1日～令和5年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	283～313	R6. 9. 29まで	令和6年7月1日～令和6年9月29日まで

※令和元年10月1日以降に指定を受けた事業者様の有効期限は指定を受けた日から5年間です

更新の時期が近づきましたら、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**郵送にて通知します。**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※法第25条の3及び法施行規則第20条に準拠

●更新申請に必要な書類

※水道法第25条の2を準用(新規と同様)

- ・様式第一号及び第二号
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

★指定更新手数料

1件につき10,000円
(各務原市給水条例第27条の規定)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※法第25条の8及び法施行規則第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
- ii. 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

更新申請についてのお問い合わせ 水道部水道総務課 TEL: 058-383-7111